

(問) 児童生徒の相談及び支援体制の充実について

今回の「広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会調査報告書」を受けて実施する教育相談体制強化事業において、今後の児童・生徒に対する心理教育をどのように進めるのか、教育長の所見を伺う。

また、広島市が実施しているMLB教育のような心理教育を、県内すべての公立小・中・高等学校を対象とした全県的な取組として発展させていく考えはあるのか、併せて教育長の所見を伺う。

さらに、今後、支援を必要とする全ての子どもが適切な支援につながる体制を構築するため、スクールソーシャルワーカーの計画的な増員、人材確保及び育成にどのように取り組むのか、併せて教育長に伺う。

(答)

児童生徒に対する心理教育につきましては、児童生徒が自らの感情に気づき、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりするものであり、ストレスや不安に気づき、身近な大人や専門家に相談するなど、適切な対処ができるようにする上で、大変重要であると考えております。

このため、生徒の悩みや不安を早期に把握し、支援につなげることができるよう、この度の補正予算におきまして、スクールカウンセラーの配置時間を拡充し、広島市において行われている取組も含め、県内全ての公立中学校及び県立高校等において、心理教育の充実を図ることとしております。

具体的には、生徒が、自らのメンタル不調の把握の仕方や、SOSの出し方などを学ぶことができるよう、スクールカウンセラーと教員が連携して、心の健康に関する教育を行うこととしており、スクールカウンセラーが身近な存在として認識され、気軽に相談できるようになるなど、適切な支援につなげる取組としても進めてまいりたいと考えております。

今後は、こうした取組を継続するとともに、小学生も対象に心理教育が進められるよう、指導資料を作成し、活用・展開を図るなど、全県的な取組として、心理教育を推進し、充実してまいりたいと考えております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、多様化、複雑化する

児童生徒等を取り巻く環境への対応や、関係機関との円滑な連携を図ることにより、学校の教育相談体制の充実に大きな役割を果たしているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、市町や学校の状況に応じて、児童生徒の相談支援体制の充実が図られるよう、福祉関係機関や育成を担う大学等と連携して人材確保に取り組むとともに、更なる配置拡充が進むよう努めてまいりたいと考えております。